

支援制度一覧

* 各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

	制度名称	分野	対象地域	対象						制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					'地域の居場所づくり'への活用	ホームページ	問合せ		
					自治会町内会関係	NPO法人	市民活動団体	個人	その他			助成金・補助金	人材派遣	物品貸与・提供	場所貸与・提供	相談・情報提供・その他				電話	メールアドレス
29	南区ちよこっとコーディネーター	まちづくり	区域	①南区内の自治会町内会又は自治会町内会がかかる協議会、南区を活動拠点とする任意団体等 ②継続して活動中若しくは新たに設立する団体、又は南区施設間連携事業に参画する区民利用施設等 ※①②ともに該当する団体	○	○	○	×	×	南区内における地域の課題解決や魅力づくりを目的とした団体の主体的・継続的な活動を支援するため、及び区民利用施設等の連携を促進するため、専門的な立場から助言を行うコーディネーターを派遣します。 ※派遣回数は単年度内で原則3回まで	通年	×	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/suishin/mn-chokocode.html	南区地域振興課地域力推進担当	341-1239	mn-chiikirvoku@city.yokohama.lg.jp
30	南区地域の力応援補助金	まちづくり	区域	新たに地域の課題解決に取り組む次の団体(①は必須、かつ②~④のいずれか) ①自治会町内会長ではない者が2名以上 ②寺子屋みなみ等の修了生が2名以上 ③南区内の自治会町内会と連携する団体 ④すでに課題解決に取り組んでおり他団体と連携する団体	○	○	○	×	×	南区内で地域の課題解決に取り組む団体・グループに対し、補助金を交付します。 【補助額】 上限15万円(初年度) ※②は補助対象経費の10分の9、③、④は補助対象経費の10分の7を限度とします。 【補助期間】 最大3年間補助 ※毎年度審査あり	令和7年4月1日～4月18日	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/suishin/hojokin.html	南区地域振興課地域力推進担当	341-1239	mn-chiikirvoku@city.yokohama.lg.jp
31	あつたかみのみ活動支援補助金	まちづくり	区域	【対象団体】 ・会則等の定めがあり、自主的かつ主導的に活動を行うことができる団体 ・南区民を中心に構成された団体または南区を中心活動する団体 【対象事業】 ・地域の活性化やにぎわいのあるまちづくりに取り組む事業	○	○	○	×	×	【対象経費】 ・事業運営費(対象経費の制限あり) 【補助金額】 1 事業支援コース 最高30万円 (1年目上限:対象経費の7割) (2年目上限:対象経費の6割) (3年目上限:対象経費の5割) 2 スタートアップコース 最高100,000円(上限:対象経費の8割)	令和7年3月1日～4月10日	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/kyodo/manabi/manabi/bunka/kumin-bunka.html	南区地域振興課区民活動推進係	045-341-1238	mn-bunka@city.yokohama.lg.jp
73	南区ふれあい助成金(トモニー助成金)	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉推進または障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、障害福祉サービス事業所などを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	※新規立ち上げの受付は4月3日～12月19日 自発的に非営利な地域福祉及び、障害福祉推進事業の支援をします。 【要援護者支援区分】 集いの場活動、家事生活支援活動、配食活動、送迎活動 【障害児者支援区分】 障害児者支援活動・当事者活動、宿泊・日帰りハイク活動、視覚障害者・聴覚障害者支援 【福祉のまちづくり区分】 【健康増進区分】 ※新規立ち上げ事業への助成区分あり	令和7年4月3日～4月18日必着	○	×	×	×	×	○	http://minami-shakyo.jp/	南区社会福祉協議会	260-2510	josei-minami@yokohamashakyo.jp